

流域治水の今後の展望



中国四国農政局 局長

塩屋 俊一

(SHIOYA Shunichi)

今を遡ること二十三年、私は農林水産省からの初代人事交流者として、建設省河川局治水課で直轄河川計画・防災の担当課長補佐の任にあった。最初の三カ月ほどは、土日も家や図書館で河川工学の専門書と首っ引きになっていたことが思い出される。そんな私にでも、全国の河川を相手に堤防とダムのみで制御することに、現象面、予算面あるいは社会的理解の面からも限界があることは直ちに認識できた。その当時から、流れを河道内に無理に押し込めるのではなく、面的な広がりの中で制御する流域治水の考え方は河川局内にはあったものの、河川管理者とその他ステークホルダーとの相互理解は深まることなく、非常に残念な思いを抱き続けていた。

その後、全国で頻発化、凶暴化する豪雨災害を目の当たりにし、田んぼダムの取組み、農業利水ダムの治水活用など、ようやく流域治水の具現化の緒に就いたと言える状況を迎え、もちろん河川管理者にとっては願ったり叶ったりということであろうが、我々土地改良サイドとしても、この機をむしろ積極的に捉える必要があると考えている。そこで、流域治水を「意識」、「目的」、「効果」の面から展望してみたい。

まず「意識」について、これまで何となく抱いていた（と思われる）河川管理者に対するコンプレックスをこの際払拭すべきではないかと申し上げたい。流域治水のメインプレイヤー（主導者）は農業利水者であるとの認識を持つべきであり、我々の土地改良施設（ダム、調整池、水路、排水機場そして田んぼに至るまで）を「使われる」のではなく、「使わせる」スタンスに立つことが大切なのである。「使わせる」からこそ、別途必要な時期（冬期、春先など）には河川管理者に用水需要を主張できるのである。

次に「目的」について、先の「意識」が醸成されれば、流域治水を目的とする行為（事業）を自ら行うことになる。ここで肝心なことは、土地改良施設を河川管理施設に位置付けずに流域治水を実施することであるが、河川管理者とて現状に鑑みれば、管理対象施設（まして土地改良施設）を増やし、施策対象とすることは現実的に困難であると考えられるため、土地改良施設を使わせることにより生じる必要経費は、自ずと河川管理者ではなく農林水産省の施策として主体的に措置することが必要となる。事業制度論はおくとして、少なくとも流域治水を目的とした補助事業あるいは交付金を仕組めば、農業農村整備事業の裾野を広げることにつながる。流域治水は国土保全にカテゴライズされるもの、否、今やその中核をなすものと言って過言ではない。従来、土地改良施設の更新等を通じた生産基盤整備による国土保全への寄与という形で整理されてきているが、流域治水を農村の生活環境整備による国土保全として位置付けることにより、新たな展開も期待できる。

そして「効果」について、農業農村整備事業の場合、その効果が如何せん特定受益者を中心とするも

のにならざるを得ないため、事業の対外的（第三者向け）アピールを考える上で、治水事業等における受益者を特定しない公益性を羨ましくさえ感じていた。しかし、流域治水に積極的に取り組み事業目的の一部とすることにより、生産基盤整備、生活環境整備を問わず公益性の世界に踏み込み、「流域治水効果」を堂々と打ち出すことが可能となる。土地改良施設の新設・更新でも流域治水に資するものは「流域治水効果」を評価すべきであり、そのことは、何よりも広く国民に対して農業農村整備事業をより一層アピールするチャンスとなり得るのである。そのためにも従来の多面的機能、その他効果を一步踏み出した「流域治水効果」の定量化の検討が望まれる。

意識が変われば目的が変わり、目的が変われば効果が変わる。農業農村工学分野においても、新たな今日のテーマとしてこの「流域治水効果」に果敢に取り組み、その技術的・学問的牽引が期待される。そのため、行政においても技術開発に係るデータの提供など産学官の連携を強めてまいりたい。

〔2021.6.1.受理〕